

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2304

2014年

10月10日

10月25日(土)
「県本部現業公
企統一闘争・確定
闘争勝利総決起
集会」(花巻)多く
の結集を!

14 県人勸情報 - ⑬ 職場

勸告

月例給1,015円
一時金0.05月

7年ぶりの引上げ

今年度末での現給保障廃止を勸告

報告

総合的見直し「報告」に止める 都道府県で初 寒冷地手当-旧川井等の支給検討 交通用具使用者の通勤手当改善の必要性に言及

県人事委員会は9日、知事及び県議会議長に対し下記のとおり勸告を行った。

公民較差は、月例給が1,015円(0.28%)・一時金が0.06月となり、国人勸と同様の給料表改定を行うこと、勤勉手当を0.05月引き上げることが勸告された。一方で、現給保障については、今年度末の廃止が勸告されるとともに、07~09年の昇給抑制分を回復措置するよう併せて勸告された。

一方、私たちが勸告しないよう求めてきた「給与制度の総合的見直し」については、これまでの組合員の結集によって、全国の都道府県勸告の中で初めて、「国や他県等の動向を踏まえ検討していく」との「報告」に止めさせた。

厳しい情勢の中で、一定の内容を引き出したものの、職場と生活の困難さに変わりはない。引き続き確定闘争においても、支部・分会の闘争態勢を継続・強化しながら、諸課題の前進・改善に全力を挙げて取り組みを進めていこう。

【勸告】

- ① 月例給：国人勸通り給料表改定 較差：0.28%・1,015円（民間368,907円、職員367,892円）
- ② 一時金：勤勉手当0.05月引上げ 較差：0.06月（民間3.96月、職員現行3.90月）
- ③ 現給保障の廃止：2015年3月末で廃止し、併せて昇給回復を実施
- ④ 寒冷地手当：人事院勸告に準じて見直すも、引き続き基準を満たすにも関わらず合併により指定解除となる地域については、支給の必要性について検討（下線は「報告」）

【報告】

- ① 給与制度の総合的見直し：「国及び他県等の動向も踏まえ検討を行っていく必要がある」
- ② 通勤手当：交通用具使用者に係る通勤手当について、改定の必要性を検討することが適当

- ③ **高齢期の雇用**：職務分担や組織体制等の諸課題を早急に検討する必要がある。再任用職員の給与は人事院における検討内容を踏まえて引き続き検討を進める。
- ④ **超過勤務の縮減**：任命権者において、業務等に応じた適切な人員体制を確立するとともに、管理者のリーダーシップや職員の相互理解により、超勤縮減や年休取得が促進されることを期待。
- ⑤ **心身の健康管理**：職員の健康管理対策への重点的かつ能動的な取り組みを継続するとともに、ハラスメント対策の一層の充実に期待。

2014 県人事委員会勧告に対する声明

本日10月9日、県人事委員会は知事と県議会に対し、月例給について公民較差が0.28%(1,015円)となることから、民間との均衡を図るため給料表を引上げ改定すること、一時金については、0.06月の較差により0.05月改定することを勧告した。公民較差に基づき生計費維持のため最低限の引き上げを行うことは評価できるが、世代間配分の調整により、若年層と高齢層での配分が異なり、世代間のねじれが生じること、また、一時金では国との格差が0.15月となり、地域較差がさらに拡大することなど、課題が残る内容となった。

さらに、給与構造改革に係る経過措置（現給保障）について、今年度3月末の廃止とする勧告を行った。現給保障は給与構造改革により現在でも不利益が解消し得ない実態に対して支給される賃金であり、不利益が解消されないうちは、現給保障を維持すべきと訴えてきた。廃止となれば、実質的な賃金引下げとなり、生活への影響が非常に大きいため、今後の確定闘争において、廃止撤回の取り組みを強化していく。

人事院で勧告した「給与制度の総合的見直し」について、県人事委員会では報告に止め、現給保障廃止後の検討とした。これまで公民給与の比較方法や、公民較差の実態から制度導入には矛盾があることを指摘し、また、大震災からの復旧・復興業務に従事する職員の勤務意欲維持のためにも、制度導入は避けるべきと訴えてきた。その点から今回の内容は評価できるが、今後、国の制度ありで強行導入しないよう、動向を注視していく。

私たち県地公共闘に結集する7単組での、要請事項として、震災からの復旧・復興業務に従事する職員の勤務・生活実態を踏まえた手当改善を要求してきた。その中で、通勤手当について、ガソリンの高騰に伴う改定の必要性について報告されたことは、評価できる内容となった。しかしながら、まだまだ改善すべき事項が多く残っており、刻々変わっていく復興業務の実態を踏まえ、今後とも職場・生活の改善に向けて要請を行っていく。

また、報告事項となった寒冷地手当の見直しについて、人事院の勧告において対象外となった地域について、実際の指定基準の適否により検討することを言及したことは、当該手当が地域の実態をとらえて支給されることとなり、評価できる内容である。

超過勤務の縮減については、人員の確保等の対策を講じていることは理解するが、復旧・復興が過渡期を迎える中、依然高い水準にある公所もあり、解消に向けた具体的な指導が必要と考える。

メンタルヘルス対策について、様々な取り組みが行われているが、長期休業者が減っていない実態や、ハラスメント対策について問題となる実態が依然職場にあるため、職員への普及啓発や、未然防止のための実効ある取り組みが行われるよう、改めて要望していく。

雇用と年金の確実な接続について、今年3月の定年退職者からすでに無年金期間が生ずる実態から、今後希望者が増加することが予想され、具体的な対応策を要請してきた。再任用職員の給与水準のあり方や希望者全員の雇用について、重要な課題として引き続き協議を進めていく。

私たち地公共闘は、引き続き県当局との交渉において、良質な県民サービスの提供と震災からの確実な復興のため、職員が安心して職務に専念できる職場環境と意欲を持てる賃金・労働条件の確保に向け、2014確定闘争を全力でたたかい抜くものである。

2014年10月9日

岩手県地方公務員共闘会議
議長 砂金良昭